

<補助限度額（年額）>

階層区分		入園料・保育料の補助限度額（年額）		
		第1子	第2子	第3子以降
I	生活保護世帯	204,000円	204,000円	204,000円
II	平成29年度市町村民税が非課税となる世帯	168,000円 (204,000円)	204,000円	204,000円
	平成29年度市町村民税所得割のみ非課税の世帯			
III	平成29年度市町村民税の所得割課税額が77,100円以下となる世帯	91,000円 (168,000円)	147,000円 (204,000円)	204,000円
IV	平成29年度市町村民税の所得割課税額が211,200円以下となる世帯	36,000円	120,000円	204,000円
V	上記区分以外の世帯	0円	102,000円	204,000円

注1 ひとり親世帯等（ひとり親の世帯や在宅障がい児（者）のいる世帯）は（ ）内の金額を適用する。

注2 小学校3年生までの兄及び姉（就学又は就園している者）を多子の算定対象とし、さらに第III階層以下の世帯についてはこの年齢制限を撤廃し、保護者と生計を一にする兄弟等（就学又は就園状況は問わない。）を算定対象とします。

【お問い合わせ】  
 松前町 福祉課 保育幼稚園係  
 電話 089-985-4116（直通）